

○財務省告示第二百五十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年八月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百七十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運用に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第三十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

三 振替法の適用等 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札発行」という。）

四 発行方法 争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「競争市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格

六		五
イ	ロ	イ
発		方募
入 価	入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
札 格 行	札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市	札 格 決
発 競	発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市	発 競 定
行 争	行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場	行 争 の

る た 運 六 つ 定 う 億 額
 法 め 営 億 い に ち 円 面
 律 の に 二 て 基 ` 金
 第 公 必 千 は づ 財 額
 三 債 要 九 ` き 政 一
 条 の な 百 額 行 第 兆
 第 発 財 七 面 し 四 七
 一 行 源 の 五 額 た 条 千
 の 特 確 万 で 利 第 九
 規 例 保 円 三 付 一 百
 定 に を ` 百 国 項 九
 に 関 函 財 三 債 の 十
 基 す る 政 十 に 規 三

込 募 各 当 も 各
 み 限 国 て の 申
 の 度 債 る か 込
 応 額 市 ° ら み
 募 の 場 ° そ の う
 額 範 特 的 ち
 を 囲 別 参 募 応
 割 に 加 者 額 募
 り お 者 額 を 価
 当 い ご と 順 格
 て て と 次 の 高
 ° 各 の 割 高
 申 応 り い

発 別 に ご 務 後 格
 行 参 よ と 大 に 競
 一 加 る に 臣 行 争
 と 者 発 応 が わ 入
 い ・ 行 募 各 れ 札
 う 第 (限 国 る の
 °) II 以 度 債 入 募
 非 下 額 市 札 入
 価 一 を 場 で の
 格 国 債 定 特 あ 決
 競 市 る 参 加 ` し
 争 入 場 も 加 者 財
 札 特 の 者 財 た

十 十
三 二

十 十
一 一
イ ロ
発

九 八

振 額 最
替 単 位
額 面 金

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発 行 行
期 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 行 行
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価 日
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

次 所 が 金 と 平 年
号 の 銀 額 し 成 ○
及 翌 行 を ` 三 ・
び 営 休 支 次 十 一
第 業 業 払 の 年 パ
十 日 に ° 式 月 セ
五 号 支 当 た に 十 ン
に 払 た だ よ 五 ト
お う る し り 日
い (と ` 算 を
て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 ` ` 期 た 期

銭 額 銭 額 平 ず 額 の 振 五
二 面 以 面 成 る の 記 替 万
厘 金 上 金 二 ° 載 法 円
額 の 額 十 数 又 の
百 そ 百 九 倍 は 規
円 れ 円 年 の 記 定
に ぞ に 八 金 録 に
つ れ つ 月 額 は よ
き の き 十 に ` る
百 応 百 五 よ 最 振
円 募 円 日 る 低 替
四 価 四 も 額 口
十 格 十 の 面 座
三 三 と 金 簿

する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年二月十五日及び八月十五日を、支払期とし、各支払期におい

十五

償還期限

利子を、その日以前六月間に属する

十六

償還金額

平成三十一年八月十五日額面金額百円につき百円

十七

元利支

日本銀行

十八

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十九

払込期日

平成二十九年八月十五日